

< (公財) 磯野育英奨学会 >

< 令和6年度 シェアハウス型学生寮 入寮生募集要項 >

趣旨

本寮は、東京都内の大学に学ぶ、学力優秀且つ経済的困難を有する学生に、健康で文化的な勉学生活の環境を提供し、共同生活を通じて社会性を身につける等、有意な人材を養成することを目的としています。

1. 所在地・交通

〒187-0001 東京都小平市大沼町2-32-16 (「案内図」参照)

西武新宿線「小平」駅 徒歩12分

立川バス 寺56・寺57 (大沼団地⇄国分寺北口) 「小平七小入口」停下車 徒歩5分

西武バス 武21 (東久留米駅⇄武蔵小金井駅) 「大沼町二丁目」停下車 徒歩9分

2. 寮費

月額 20,000円

別途水道光熱費等 月額 5,000円

3. 概要

(1) 建物 木造2階建2棟 平成27(2015)年2月末竣工

(2) 定員 男子寮5名 女子寮5名 合計10名

(3) 間取り 男子寮 (11.39㎡×4室、11.59㎡×1室・各ロフト付)、リビングダイニングキッチン46.79㎡
女子寮 (11.39㎡×4室、11.59㎡×1室・各ロフト付)、リビングダイニングキッチン46.79㎡

(4) 設備 個室 (エアコン・机・椅子・ベッド・WIFIインターネット)

共同 (リビングダイニングキッチン、トイレ、洗面所、シャワー室、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、WIFIインターネット)

(5) セキュリティ セコムセキュリティ、セキュリティカメラ完備

(6) 食事の提供はありません

(7) 主な寮内規則 禁酒・禁煙、異性棟への立入禁止、外来者の入室および宿泊一切禁止、門限あり (24-6時)

4. 入寮要件

(1) 東京都内の大学及び大学院に在籍し、または入学の決定している単身者。留学生も含む。

(2) 人物、学力優秀な者。

(3) 家計の事情で学資の支弁が困難で、勉学意欲があり、現に住居に困窮していると認められる者。

(4) 心身健全で、将来とも修学に堪え得ると認められる者。

(5) 確実な身元保証人のある者。

(6) 日本語でのコミュニケーション (読み書き含む) が可能な語学力がある者。

5. 募集予定人数

男子学生3名 (2024年4月現在)

入寮期間は正規の最短修学期間内 (ただし、生活状況等により短縮の場合有り)

6. 申し込み手続き

(1) 受付期間 随時 募集人員に満たない場合は、適宜選考を行います。

(2) 申込方法 受付期間中に、下記必要書類に手書き記入の上、郵送にて当会宛にお送り下さい。

①所定入寮願書 (写真貼付) ②卒業見込高校or大学からの推薦状 (原本) ③入学許可証or在学証明書 (原本)

④前年度の学業成績表 (原本) ⑤健康診断書 (原本) ⑥保護者の所得証明書 (原本) ⑦住民票 (同一世帯内全員の記載あるもの)(原本)

⑧選考結果通知返信用封筒

7. 選考方法・選考結果の発表

選考は、家計や地理基準及び面接結果等を総合的に評価判断し、当財団奨学生等選考委員会の審査を経て、代表理事が決定します。

結果は、大学および本人に通知します。なお、入寮許可決定後、入寮申込を取り消す場合は、速やかに当会までご連絡下さい。

8. 出願書類提出先・問い合わせ先

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-12-14 公益財団法人 磯野育英奨学会 (担当: 磯野)

TEL: 03-5542-1258 FAX: 03-3241-3655 E-mail: isono.foundation@gmail.com

HP: <https://www.isono-f.org>

外観・室内



間取り図



案内図



9. 内覧会の開催

願書送付前に、学生寮を視察されたい方は、お気軽に事務局までお問合せ下さい。

① フリガナ				※		本人住所 〒		写 真 3.0 mm×4.0 mm 過去6ヶ月以内に撮影のもの 上半身・正面 無帽	
氏 名				男・女					
生年月日		(西暦) 年 月 日生							
出身校		立 高等学校 大 学		E-mail					
課程		全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 学部 学科		電話		— —			
年・学年		20 年 月卒業(見込)		E-mail		— —			
(進学予定)在学 大学(院)				E-mail		— —			
学部 学科 専攻 年		学部 学科 専攻 年		E-mail		— —			
② 生計を一にする家族及び所得 別居者の続柄欄に○×印 主たる家計支持者の続柄欄に○×印	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	※所得の種類	給与賞与合計 年金収入	事業・不動産 収入一経費	
		父				事・給・他 不・雑・他			
		母					事・給・他 不・雑・他		
							事・給・他 不・雑・他		
							事・給・他 不・雑・他		
							事・給・他 不・雑・他		
	就学者	続柄	氏 名	設置者別	学 校 種 別		学年	通学別	
		本人							
				※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
				※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
				※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
				※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
③ 学生本人の月次収支	平 均 収 入 月 額				利 用 (見込み) の奨学金				
	家 庭 か ら				円	名称:			
	ア ル バ イ ト か ら				円	月額:			
	奨 学 金 (見込) か ら				円	貸与・給与の別: 貸与・給与			
	預 金 取 崩 し				円	その他:			
	その他				円				
	合 計				円				

※所得の種類欄のいずれかに○を付けて下さい。事：事業所得、給：給与所得、不：不動産所得、雑：年金その他の雑所得、他：その他

- ⑦ 以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会学生寮へ入寮のご採用をいただきたくお願い致します。
ご採用のうえは、入寮生として学生寮規程等を遵守すると共に、その責任を果たすことを本人、保証人及び日本国内の緊急連絡先の者と連署のうえ誓約致します。

20 年 月 日

公益財団法人 磯野育英奨学会 理事長 殿

本人 現住所
電話
氏名 ⑩

保証人 現住所
電話
氏名 ⑩

日本国内 続柄
緊急連絡先 現住所
電話
氏名 ⑩

公益財団法人磯野育英奨学会小平学生寮規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人磯野育英奨学会定款第3条及び第4条第1項に基づき定める。

(寮生の資格)

- 第2条 公益財団法人磯野育英奨学会小平寮「小平ハウス」に入寮できるものは、東京都下の大学及び大学院に在学する単身の学生であること。
- 2 経済的に困窮するもので、学業、人物ともに優秀かつ健康で在学学長若しくは在学学部長等の推薦を得られるもの。
 - 3 確実な保証人のあるもの。
 - 4 読み書きを含めた日本語コミュニケーション力のあるもの。
 - 5 在寮のうち大学院進学者については、引き続き在寮を認めることができる。

(在寮期間)

- 第3条 在寮期間は、当該大学の最短就業年限以内とする。但し、停学・休学等により、長期にわたり修学が不可能な場合は、大学が停学・休学等の処置を決定した日以降7日以内までとする。
- 2 学業成績不振、生活状況不良及び寮費未納により、理事長より退寮を命じられた場合は、その日以降7日以内までとする。
 - 3 誓約書に反し寮規を守らず、管理運営上支障があると認定され、理事長より退寮を命じられた場合は、その日以降7日以内までとする。

(入寮手続き)

第4条 学生寮に入寮を希望するものは、本財団宛ての奨学生願書に、在学学長若しくは在学学部長等大学からの推薦書、在学証明書、健康診断書、前年の学業成績表、保護者の所得証明書、住民票、選考結果通知返信用封筒を学生寮入寮願書に添えて、本財団に提出するものとする。

(寮生の採用)

第5条 寮生の採用は、奨学生等選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を大学を経て、本人に通知する。

(退寮手続)

第6条 寮生が退寮するときは、1ヶ月前までに事務局に所定の退寮願を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

- 第7条 寮生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。
- 2 学業成績および生活状況が寮生として相応しくない場合には、学長若しくは在学学部長等大学関係者の意見を徴して退寮を命ずることができる。

(寮生の費用負担)

- 第8条 寮費月額 20,000 円を、当該寮費該当期間の前月末迄に、本財団に持参若しくは振込みしなければならない。なお、振込みに係る手数料等は寮生が負担するものとし、月末が銀行等の休業日の場合は、前銀行営業日迄に振込みしなければならない。
- (1) 寮費は月払いで日割り計算は行わない。
 - (2) 帰省、旅行等で長期間留守にした場合でも納入しなければならない。
 - 2 電気代、ガス代、水道代、インターネット通信代等については、月額 5,000 円とし、寮費と併せて前月末迄に本財団に支払うものとする。
 - 3 退寮時に、クリーニング代相当額として1ヶ月分の寮費相当額を支払わなければならない。
 - 4 1ヶ月以上寮費等の未納が続いた場合には、退寮を命ずる。

(使用上の注意)

第9条 寮生は必要な注意を払い、学生寮を正常な状態において維持しなければならない。

- 2 寮生は前項に定めるもののほか、施行規則を遵守すると共に理事長の指示に従わなければならない。
- 3 寮生は、当該居室を居室以外の用途に供してはならない。
- 4 寮生は、居室を転貸し若しくは権利を譲渡してはならない。
- 5 寮生は、同居人を置いてはならない。

(弁償責任)

第10条 寮生及びその来訪者が寮の公共施設、又は居室備付物品等を汚損、損傷、紛失して時は、その弁償の責任を負わなければならない。

(寮生の指導)

第11条 寮生の資質の向上を図るため学業成績及び生活状況報告書に応ずる適当な指導を行うものとする。

(雑 則)

第12条 この規程の変更は理事会で定めるものとする。

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

改 訂 平成 27 年 2 月 25 日

改 訂 平成 27 年 10 月 21 日

改 訂 平成 28 年 3 月 16 日

改 訂 平成 30 年 2 月 15 日

(平成 30 年 4 月分寮費等から適用)

改 訂 令和 2 年 6 月 17 日

改 訂 令和 4 年 6 月 17 日